

森林・環境税の考え方（骨子案）

名 称	（仮称）清流の国ぎふづくり県民税
森 林 ・ 環 境 施 策 の 方 向 性	全国豊かな海づくり大会で培った、森・川・海のつながりの中での環境保全の意識を継承し、さらに喫緊の課題となっている地球環境の保全にも応えながら、本県のアイデンティティである「清流」を守り育て、<u>緑豊かな「清流の国ぎふ」づくりを県民協働で推進する</u>ことが、これからの森林・環境行政において求められる。 そのためには、県土の８割を占める森林や日本海・太平洋にそそぐ河川など、<u>本県の恵まれた自然環境を保全・再生し、これらの持つ公益的機能をより高める</u>取組みを早急かつ確実に進めること、また、森林や河川は県民の共有財産という認識のもと、これらの持つ公益的機能を県民が将来にわたり享受できるよう、その保全・再生を<u>県民全体で支えていく</u>取組みを併せて進めることが必要である。 <pre> graph TD A[緑豊かな「清流の国ぎふ」づくり] B[豊かな森づくり] C[清らかな川づくり] D[人づくり・仕組みづくり] B --> A C --> A D --> B D --> C subgraph " " B C end subgraph " " D end </pre> The diagram illustrates a four-level strategy for environmental creation. At the top is the goal: 'Green-rich "Clear Water Country" Gifu Creation' (orange box). Below it are two parallel initiatives: 'Rich Forest Creation' (left, green box) and 'Clear River Creation' (right, green box). These two are linked by a blue oval containing the text 'Natural environment conservation and regeneration, and measures to enhance their public functions'. Below these are two more initiatives: 'People/Structure Creation' (green box), which is supported by both 'Rich Forest Creation' and 'Clear River Creation' via upward-pointing arrows. This bottom initiative is also linked by a blue oval containing the text 'Natural environment conservation and regeneration, supported by all citizens'.

必要となる 施策	【施策の考え方】 ○ 新たに実施しなければいけない施策 ○ 既存の施策であっても抜本的に充実させなければいけない施策 【施策の内容】 I 豊かな森づくり <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>事業の概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①環境保全を目的とした間伐の実施</td><td>水源となる奥山林や河川環境保全につながる溪畔林などを重点的に間伐を着実に進める。</td></tr> <tr> <td>②里山林の整備・利用の推進</td><td>広葉樹の整備や侵入竹林の除去、森林病虫害の防除など里山整備活動を進める。</td></tr> <tr> <td>③公共施設等における県産材の利用促進</td><td>公共建築物等木材利用促進法に基づき、教育関連施設を中心に木造化、内装木質化及び木製の学童机・椅子の導入などを進める。また、公共施設における木質バイオマス利用を進める。</td></tr> <tr> <td>④地域が主体となった森林づくり活動の推進 【人づくり・仕組みづくり関連】</td><td>地域の実情や住民ニーズに対応し、市町村や NPO などの創意工夫による様々な森林づくりの取組（森林環境教育など）を進める。</td></tr> </tbody> </table> II 清らかな川づくり <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>事業の概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①生物多様性・健全な水環境の保全</td><td>野生動物の保護や外来生物の防除、汚濁発生源の抑制・監視、身近な水辺の保全などの取組を進める。</td></tr> <tr> <td>②環境にやさしい人づくり 【人づくり・仕組みづくり関連】</td><td>環境教育など環境保全に対する県民意識の醸成を図る取組を進める。</td></tr> </tbody> </table>	項目	事業の概要	①環境保全を目的とした間伐の実施	水源となる奥山林や河川環境保全につながる溪畔林などを重点的に間伐を着実に進める。	②里山林の整備・利用の推進	広葉樹の整備や侵入竹林の除去、森林病虫害の防除など里山整備活動を進める。	③公共施設等における県産材の利用促進	公共建築物等木材利用促進法に基づき、教育関連施設を中心に木造化、内装木質化及び木製の学童机・椅子の導入などを進める。また、公共施設における木質バイオマス利用を進める。	④地域が主体となった森林づくり活動の推進 【人づくり・仕組みづくり関連】	地域の実情や住民ニーズに対応し、市町村や NPO などの創意工夫による様々な森林づくりの取組（森林環境教育など）を進める。	項目	事業の概要	①生物多様性・健全な水環境の保全	野生動物の保護や外来生物の防除、汚濁発生源の抑制・監視、身近な水辺の保全などの取組を進める。	②環境にやさしい人づくり 【人づくり・仕組みづくり関連】	環境教育など環境保全に対する県民意識の醸成を図る取組を進める。
項目	事業の概要																
①環境保全を目的とした間伐の実施	水源となる奥山林や河川環境保全につながる溪畔林などを重点的に間伐を着実に進める。																
②里山林の整備・利用の推進	広葉樹の整備や侵入竹林の除去、森林病虫害の防除など里山整備活動を進める。																
③公共施設等における県産材の利用促進	公共建築物等木材利用促進法に基づき、教育関連施設を中心に木造化、内装木質化及び木製の学童机・椅子の導入などを進める。また、公共施設における木質バイオマス利用を進める。																
④地域が主体となった森林づくり活動の推進 【人づくり・仕組みづくり関連】	地域の実情や住民ニーズに対応し、市町村や NPO などの創意工夫による様々な森林づくりの取組（森林環境教育など）を進める。																
項目	事業の概要																
①生物多様性・健全な水環境の保全	野生動物の保護や外来生物の防除、汚濁発生源の抑制・監視、身近な水辺の保全などの取組を進める。																
②環境にやさしい人づくり 【人づくり・仕組みづくり関連】	環境教育など環境保全に対する県民意識の醸成を図る取組を進める。																

必要となる 経費	今後重点的に取り組むべき施策について必要な県費は、<u>今後５年間で約６０億円</u>と試算され、<u>単年度平均すると約１２億円</u>となる。 (単位：億円) <table><tr><th>施 策</th><th>今後５年間に想 定される必要額</th><th>年間必要額</th></tr><tr><td>環境保全を目的とした間伐の実施</td><td>１９．５</td><td>３．９</td></tr><tr><td>里山林の整備・利用の推進</td><td>５．０</td><td>１．０</td></tr><tr><td>公共施設等における県産材の利用促進</td><td>１６．０</td><td>３．２</td></tr><tr><td>地域が主体となった森林づくり活動の推進</td><td>４．５</td><td>０．９</td></tr><tr><td>豊かな森づくり</td><td>４５．０</td><td>９．０</td></tr><tr><td>生物多様性・健全な水環境の保全</td><td>１２．５</td><td>２．５</td></tr><tr><td>環境にやさしい人づくり</td><td>２．５</td><td>０．５</td></tr><tr><td>清らかな川づくり</td><td>１５．０</td><td>３．０</td></tr><tr><td>合 計</td><td>６０．０</td><td>１２．０</td></tr></table>	施 策	今後５年間に想 定される必要額	年間必要額	環境保全を目的とした間伐の実施	１９．５	３．９	里山林の整備・利用の推進	５．０	１．０	公共施設等における県産材の利用促進	１６．０	３．２	地域が主体となった森林づくり活動の推進	４．５	０．９	豊かな森づくり	４５．０	９．０	生物多様性・健全な水環境の保全	１２．５	２．５	環境にやさしい人づくり	２．５	０．５	清らかな川づくり	１５．０	３．０	合 計	６０．０	１２．０
施 策	今後５年間に想 定される必要額	年間必要額																													
環境保全を目的とした間伐の実施	１９．５	３．９																													
里山林の整備・利用の推進	５．０	１．０																													
公共施設等における県産材の利用促進	１６．０	３．２																													
地域が主体となった森林づくり活動の推進	４．５	０．９																													
豊かな森づくり	４５．０	９．０																													
生物多様性・健全な水環境の保全	１２．５	２．５																													
環境にやさしい人づくり	２．５	０．５																													
清らかな川づくり	１５．０	３．０																													
合 計	６０．０	１２．０																													
新たな財源 の必要性	厳しい財政状況の中、現在、行財政改革アクションプランに基づき、徹底した経費の削減等を行っているところであるが、県財政は依然厳しい状況が続くと考えられる。 こうした中、これまでの既存の施策に加え、新たな施策を行う場合には、引き続き徹底した行財政改革を行うことを前提に、<u>新たな財源を求めざるを得ない状況</u>にある。																														
費用負担 の方法	本県の恵まれた自然環境の保全、再生を通じて得られる恩恵は、全ての県民が享受していること、また、今後重点的に取り組むべき施策は県民全体で支えていくことを基本的な考え方としていることから、<u>県民に広く公平に負担いただく「県民税均等割の超過課税方式」</u>により必要な財源を確保する。																														

税 率	【個人】年額 1,000 円 (現行の均等割額 1,000 円) [納税義務者] 県内に住所、家屋敷または事務所などを有している人 ※納税義務者のうち、次の①、②、③のいずれかに該当する人、税法上の控除対象配偶者・扶養親族を有する人で③に該当する方には課税されない。 ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ② 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が 1 2 5 万円以下の人 ③ 前年の合計所得金額が、市町村の条例で定める金額以下の人 ＜納税者数 約 100 万人＞ 【法人】年額 現行の均等割額の 10%相当額 (現行の均等割額 2 ～ 80 万円) [納税義務者] 県内に事務所、事業所などを有している法人 ＜約 4 万 7 千法人＞
課 税 期 間	5 年間
管理方法等	○ 税収とその用途を県民に対して明確にするため、この税財源を基金に積み立てて管理する。 ○ 県民意見の反映や事業過程の透明性を確保するため、岐阜県木の国・山の国県民会議、環境審議会にて、使途事業の事業計画の審査や事業評価を行う。 ○ 課税期間終了後に使途事業の達成状況や効果を検証し、継続等の見直しを行う。